

熊本市・富合町

合併協議会だより

第3号

2007.8 Vol.3

CONTENTS

- 第4回合併協議会開催状況……………2
 - 報告事項・承認事項……………2
 - 提案事項……………4
- 合併Q & A……………8
- 合併協議項目進捗状況……………8



雁回山（田園風景）・火の国まつり

熊本市・富合町合併協議会

第4回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年6月1日(金)
ところ 熊本市役所 14階大ホール

地方自治法の改正に伴う協議会規約の変更など3件を報告。また、議案事項2件が提出され、原案どおり承認されました。協議事項については、前回提案の3件が承認されたほか、今回は15件の協議項目が提案されました。



報告事項

熊本市・富合町合併協議会規約及び関係諸規程の改正

地方自治法第161条の改正「市町村の助役に代えて、市町村に副市長を置くものとする」及び熊本市の組織再編等に伴い、次の協議会規約及び関係諸規程を改正したので、協議会に報告しました。

- 熊本市・富合町合併協議会規約
- 熊本市・富合町合併協議会幹事会設置

規程

- 熊本市・富合町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- 熊本市・富合町合併協議会作業部会設置規程

熊本市・富合町合併協議会委員の選任

熊本市議会議員の改選に伴い、委員の選任を行ったので、協議会に報告しました。

- 牛嶋 弘 (熊本市議会議員)
- 江藤 正行 (政令指定都市実現に関する特別委員会委員長)
- 上村 恵一 (政令指定都市実現に関する特別委員会副委員長)

熊本市・富合町合併協議会監査委員の選任

熊本市の監査委員の変更があったので、協議会に報告しました。

- 濱田 清水 (熊本市代表監査委員)

議案事項

平成18年度熊本市・富合町合併協議会歳入歳出決算報告及び監査報告

協議会へ平成18年度歳入歳出決算報告が行われました。また、監査委員から「協議会財務規程に基づき調製された決算書及び関係書類、諸帳簿を照合、審査した結果、適正であることを認める」との報告があり

ました。

歳入総額 10,611,064円
歳出総額 3,861,753円

※歳出総額は、合併市町村基本計画策定業務に係る経費(4,515,000円)を除きます。

協議項目の追加

合併協議項目に「その他の事業の取扱い」を追加し、42項目が協議会における協議項目と定められました。

※協議項目については、裏面(8頁)をご覧ください。

富地

事業所税は5年間課税免除！
都市計画税は課税対象外！

熊本市・富合町合併協議会が熊本市取扱金融機関に

承認された項目

協議第5号 財産及び債務の取扱い

富合町の財産及び債務は、合併時にすべて熊本市に引き継ぎます(左図参照)。ただし、富合町の財産のうち、国民健康保険療養給付支払等基金については、別途協議を行うことが承認されました。

承認



両市町の主な財産及び債務の現状

(平成17年度末現在)

区分	熊本市	富合町	
土地	9,906,099.08㎡	270,973.00㎡	
建物	2,254,160.89㎡	27,610.00㎡	
有価証券	550,110千円	-	
起債(普通会計)	地方債残高	291,302百万円	4,100百万円
	公債費比率	19.0%	18.8%
	起債制限比率	14.0%	14.1%
	実質公債費比率	15.9%	17.8%
基金合計	16,387,937千円	790,500千円	

公債費比率

地方債の元利償還額(公債費)の一般財源に占める割合をいいます。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

起債制限比率

公債費比率の算定方式から事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費を控除して得られた比率の過去3カ年の平均をいいます。20%を超えると、起債許可の一部制限があります。

実質公債費比率

起債制限比率の算式に公営企業の公債費への繰出等を反映した比率の3カ年の平均をいいます。18%を超えると起債の発行について県知事の許可が必要です。

▼協議第9号 地方税の取扱い

○両市町において、差異のある税制等（左下図参照）については、次のとおり取り扱うことが承認されました。

■事業所税

「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づき、富合地域においては、課税免除（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の制度に統合します。

■課税対象となる人（納税義務者）

市内で、一定規模を超える床面積の家屋で事業を行う法人や個人、一定基準を超える従業者数で事業を行う法人や個人が課税対象となります。

①課税標準の算定期間の末日現在において1,000㎡を超える床面積の家屋で事業を行う法人や個人。複数の事業所がある場合は、全事業所の床面積を合算します。

800㎡超1,000㎡以下の場合には免税となりますが、申告は必要です。

②課税標準の算定期間の末日現在において100人を超える従業者数で事業を行う法人や個人。

80人超100人以下の場合には免税となりますが、申告は必要です。

申告と納付

①、②に該当する場合

法人 事業年度終了後、2カ月以内に申告・納付が必要でです。

個人 翌年の3月15日までに申告・納付が必要でです。

※事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税でです。

■法人市（町）民税

「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づき、富合地域においては、不均一課税（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の制度に統合します。

■都市計画税

熊本市の制度に統合します。

※都市計画税は、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に全額が使われている目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対して課税されます。

現在、富合町は宇土都市計画区域であり、都市計画税の課税対象となる市街化区域がないため課税対象外となります。

個人市（町）民税、入湯税、及び固定資産税

熊本市の制度に統合します。

▼協議第26号 納税関係事業の取扱い

○合併後、熊本市の制度に統合します。

ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設けることが承認されました。

■納税組合

納期内納付率によって、事務費を補助しています。

■口座振替制度

熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加盟します。



■納期及び納付書発行

富合町の国保税については、別途協議を行います。

■軽自動車標識交付及び廃車を



富合町が交付した課税標識（ナンバープレート）については、合併後も有効なものとなります。ただし、納税者の申出により無料で交換を行います。

▼両市町の地方税の現状

区分	熊本市	富合町
事業所税	資産割：1㎡につき600円 ※総延床面積が1,000㎡を超える事業所 従業者割：従業者給与総額の0.25% ※合計従業員が100人を超える事業所	なし
法人市（町）民税	均等割：制限税率（6万円～360万円/年） ※均等割は、資本等の金額及び従業者数の合計によって算出します。 法人税割：制限税率（14.7%）	均等割：標準税率（5万円～300万円/年） 法人税割：標準税率（12.3%）
個人市（町）民税	均等割：標準税率（3,000円/年） 所得割：標準税率	なし
都市計画税	税率：0.2% ※富合町は宇土都市計画区域であり、市街化区域がないため、課税対象外となります。	なし
入湯税	税額：1人1日150円 免税点：1,500円（食事代、マッサージ代等を含む）	税額：1人1日150円
固定資産税	税率：1.4%	
税の納期	軽自動車税 5/1～5/31	軽自動車税 5/11～5/31
	市民税（個人市民税） 第1期 6/1～6/30 第2期 8/1～8/31 第3期 10/1～10/31 第4期 1/1～1/31 固定資産税 第1期 5/1～5/31 第2期 7/1～7/31 第3期 9/1～9/30 第4期 12/1～1/4	集合税（住民税、固定資産税、国保税） 第1期 6/1～6/30 第2期 7/1～7/31 第3期 8/1～8/31 第4期 9/1～9/30 第5期 10/1～10/31 第6期 11/1～11/30 第7期 12/1～12/25 第8期 1/1～1/31 第9期 2/1～2/末 第10期 3/1～3/31
納付書発送	当初一括発送	毎期ごと発送

提案された項目

▼協議第12号 特別職の身分の取扱い

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 常勤の特別職（教育長を含む）
富合町の常勤の特別職（教育長を含む）については、失職するものとし、非常勤の特別職

富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかるとる事務事業の内容に沿って協議、調整を行います。

また、富合町の農業委員会委員及び消防団員の取扱いについては、別途協議を行います。

富合町 国保料
5年間の負担調整
年20%ずつ熊本市の水準に

▼協議第21号 国民健康保険事業の取扱い（その一）

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 国民健康保険料（税）率等



富合町の被保険者に対し、合併の次年度より5年間の負担調整期間を設け、年20%ずつ熊本市の水準に近づけることとし、その後、熊本市の制度に統合します。

徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の制度に統合します。

▼国民健康保険料（税）率等の現状

区 分	熊本市		富合町	
	医療	介護	医療	介護
所得割	10.4/100	1.9/100	9.7/100	1.5/100
均等割	33,450円	13,400円	27,000円	8,000円
平等割	25,800円	-	24,000円	2,500円
賦課限度額	56万円	9万円	56万円	9万円
徴収方式	料方式		税方式	
納 期	4月～翌3月 12期		6月～翌3月 10期	

■ 国保健康づくり事業

合併時に熊本市の制度に統合します。
はり・きゅう・あんま助成や国保ヘルスアップ事業、人間ドック助成事業など

▼協議第22号 介護保険事業の取扱い（その一）

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 家族介護者教室開催
- 家族介護者リフレッシュ事業
- 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

熊本市のみの事業であり、第3期介護保険事業計画期間中（平成18～20年度）は現行のままとし、第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）から富合町を含む新市の事業として継続します。

■ 食の自立支援事業
富合町のみの事業であり、第3期介護保険事業計画期間中は現行のままとし、その後の取り扱いについては、平成20年度までに検討します。



第3期介護保険事業計画期間中は現行のままとし、第4期介護保険事業計画から、熊本市の制度に統合します（左表参照）。

■ 介護保険料

▼介護保険料の現状

基 準 額		熊本市	富合町
所得段階	対象になる方	55,200円/年 (4,600円/月)	52,800円/年 (4,400円/月)
		保険料率	保険料率
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯	0.50	0.50
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50	0.50
第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	0.75
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	1.00
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満	1.25	1.25
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上（熊本市は200万円以上400万円未満）	1.50	1.50
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上	1.75	
納 期	熊本市	富合町	
		4月～翌3月 12期	6月～翌3月 10期

▼協議第25号 広報広聴関係事業の取扱い
合併時に熊本市の制度に統合するものとして、提案がありました。ただし、広報紙の配布方法については、別途協議を行います。

■ 行政相談

市政に対する相談や要望等を受けているほか、弁護士、税理士等による特別相談などを開催しています。

■ 広報紙

市政の動きや市からのお知らせを市民の皆さんにお伝えする広報紙「市政だより」を毎月1回発行しています。



▼協議第26号 納税関係事業の取扱い
(その2)

●コンビニエンスストアでの市税収納



熊本市のみの事業であり、合併後は富合地域を含む全市域を対象として、事業を継続するものとして、提案がありました。ただし、電算システムの開発が正しい次第実施します。

●軽自動車税 平成19年度課税分から実施
●市県民税・固定資産税 平成20年度課税分から実施予定

▼協議第28号 交通関係事業の取扱い
合併時に熊本市の制度に統合するものとして、提案がありました。

■交通傷害保険

●保険料 1口480円(1人2口まで)
●保険金 5千円から12万円(治療期間による)、限度額100万円(死亡等)

■交通安全協会補助金
富合町交通安全協会補助金は、合併時に廃止します。

▼協議第30号 保健衛生事業の取扱い
(その2)

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

■肺がん検診、胃がん検診(胃透視検査)、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
■妊婦健診、結核健診

▼検診・健診・予防接種の現状(概要)

区分	熊本市	富合町
検診 肺がん	対象者 40歳以上で検診を受ける機会のない方 実施期間 4月～1月 実施場所 検診車により地域(校区毎)を年2回巡回 費用 胸部×線検査 無料 喀痰検査 500円	40歳以上の希望者 7月ごろ7日間 雁回館及び地区公民館 胸部×線検査 400円
検診 胃がん	対象者 40歳以上 実施期間 4月～1月 実施場所 検診車により地域(校区毎)を年2回巡回 費用 1,000円	40歳以上 9月ごろ5日間 雁回館 1,200円
検診 大腸がん	対象者 40歳以上 実施期間 4月～1月 実施場所 検診車により地域(校区毎)を年2回巡回 費用 300円	40歳以上 7月ごろ7日間 雁回館及び地区公民館 500円
検診 子宮がん	対象者 20歳以上の偶数年齢 実施期間 個別 4月～3月 集団 1月～2月 実施場所 医療機関及び旧館託4町 費用 1,000円	20歳以上の奇数年齢 7月か8月ごろ2日間 雁回館 1,000円
検診 乳がん	対象者 40歳以上の偶数年齢 実施期間 個別 4月～3月 集団 1月～2月 実施場所 医療機関及び旧館託4町 費用 40歳代(2方向撮影) 1,500円 50歳以上(1方向撮影) 1,100円	40歳以上の奇数年齢 7月か8月ごろ2日間 雁回館 40歳代(2方向撮影) 1,700円 50歳以上(1方向撮影) 1,200円
健診 妊婦	対象者 妊婦 回数 妊婦一般健診 2回 妊婦精密健診 1回 超音波検査(35歳以上) 費用 無料	妊婦 妊婦一般健診 2回 妊婦精密健診 1回 無料
健診 結核	対象者 65歳以上で検診を受ける機会のない方 実施期間 4月～1月 実施場所 検診車により地域(校区毎)を年2回巡回 費用 無料	65歳以上の希望者 7月ごろ7日間 雁回館及び地区公民館 400円
予防接種 インフルエンザ	対象者 ①65歳以上の希望者 ②60～64歳で心臓、腎臓、または呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害が身体障害者手帳1級に該当する方 ③生活保護世帯の20歳以上65歳未満の方 実施期間 10月～12月 費用 無料	①65歳以上の希望者 ②60～64歳で心臓、腎臓、または呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害が身体障害者手帳1級に該当する方 11月～12月 2,500円
個別予防接種	対象者 90ヵ月未満 費用 無料	90ヵ月未満 無料

■インフルエンザ予防接種、個別予防接種
合併時に熊本市の制度に統合します(右表参照)。ただし、子宮がん検診・乳がん検診の対象年齢や実施場所については、調整を行います。

■基本健康診査
医療制度改革に伴い、平成19年度で基本健康診査は終了します。平成20年度から医療保険者が行う特定検診へ移行するため、その手法については検討していきます。

▼協議第31号 各種福祉制度の取扱い
(その2)

合併時に熊本市の制度に統合するものとして、提案がありました。

■乳幼児医療費助成

義務教育就学前のお子さんに医療費を助成しています。

0～2歳児は、保険診療による医療費の一部負担金を全額助成します。3、4歳児は、一部負担金を助成します(医科の診療のみ)。1医療機関あたり月額500円負担。5歳児は義務教育就学前の幼児までは、一部負担金を助成します(1医療機関あたり月額500円負担)。



■敬老の集い

おおむね60歳以上の高齢者を対象に講演会やアトラクションなどの催しを開催しています。

■敬老祝品支給等

敬老祝品・満百歳者表彰 80歳、88歳、101歳以上の方。また満100歳の誕生日を迎える方に祝品等を贈呈しています。
※金婚夫婦祝品 熊本市制度なし

■災害見舞金等

災害等の状況により、5万円から7千円の見舞金等を支給しています。

■ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭に医療費の一部を助成しています。

▼協議第33号 環境対策事業の取扱い
(その2)

熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続するものとして、提案がありました。

■人工かん養促進事業

地下水かん養を図るため、連棟式のビニールハウスに降った雨水を浸透させる施設を設置する方に助成を行います。

■水資源有効活用促進事業

水資源の有効利用を図るため、下水道の整備により不用となった浄化槽を雨水貯留槽に転用する方、また、個人住宅の屋根に降った雨水を貯留する雨水貯留タンクを設置する方に助成を行います。



町整備等 農業用排水・用排水施設など
富合 地元負担が軽減
基事業

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その2)

次のとおり取り扱つものとして、提案がありました。

■農業振興地域整備計画変更

合併後3年をめどに、統合のための計画変更を行います。

■農業振興地域整備促進協議会

合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。

- 基盤整備事業
- 単県土地改良事業
- 農業用施設災害復旧工事



合併時に熊本市の制度に統合します。

富合地域の農業用排水施設や用排水施設・農道整備、農業用施設災害復旧工事にかかる施設の整備について、地元負担がなくなります。

このほか、地元の負担が軽減される事業があります。

■農業構造改善事業補助金

平成21年度まで現行どおり継続します。

■農業生活研究グループ連絡協議会補助金

熊本市のグループに加わり活動することとし、補助金は合併後に廃止します。

■農産物新品種導入補助金

酪農ヘルパー補助金

■酪農ヘルパー補助金

合併後3年間は現行のままとし、その後補助金は廃止します。

■生産体制強化対策事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

農業経営の安定化を図るため、生産体制強化のための組織活動に対する支援、農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援などを行っています。

■畜産振興事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

畜産経営の安定を図るため、組織活動に対する支援や高品質生産能力を有する家畜の生産及び防疫に対する支援を行っています。

- 農業委員会あつせん基準
- 合併時に熊本市のあつせん基準に統合します。
- 農業委員会諸証明手数料
- 合併時に熊本市の制度に統合します。

農地に関する証明 1件につき3000円

■農区長制度

熊本市のみの制度であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、制度を継続します。

農区・農区長 熊本市では農耕地地域を34農区に分け、各農区に農区長(任期3年)を置いています。

町会 補助金は存続します
富合 富商

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その2)

次のとおり取り扱つものとして、提案がありました。

■商工会補助金

富合町商工会への補助金は、現行どおり存続します。

■企業立地促進事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

ただし、合併時に富合町工業等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等については現行どおりとします。

■中小企業団体支援事業

■中小企業金融対策事業

■経営相談事業

■労働環境・福祉向上事業

■中小企業に対する様々な支援事業等は、熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続します。

町整備 富合地域の里道は
富合 熊本市の制度で整備
里道

▼協議第36号 建設関係事業の取扱い

次のとおり取り扱つものとして、提案がありました。

■新規道路の認定

舗装・側溝整備費や登記費用など、合併時に熊本市の制度に統合します。

■道路占用料

市道に設置してある電柱等の占用料は、合併時に熊本市の制度に統合します。

■河川の維持管理

富合町域の河川の維持管理について、合併時に熊本市の制度に統合します。

■里道の整備(補助金・交付金)

合併時に熊本市の制度に統合します。



▼里道整備の状況

熊本市	富合町
<ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象事業費は10万円以上 ● 事業に対し、総事業費の4割を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ● 境界確定されている里道は、住民の要望に応じ市で整備

市(町)営住宅使用料の算定
合併時に熊本市の制度に統合します。
ただし、富合地域の公営住宅については、当分の間合併前の水準とします。

**富合町
教育特区**

小中一貫教育
モデル的事業として存続

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い
(その2)

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

■小中一貫教育（教育特区）



英語指導助手とゲームで楽しい交流（富合小）

富合町独自の事業で、特色ある教育がなされているモデル的事業であり、合併後も新市（富合地域）の事業として継続します。

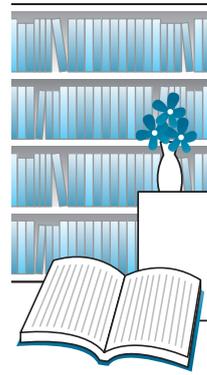
■通学区域（高等学校）



熊本市立の高等学校については、富合地域においても通学区域内とします。
※県立高等学校の通学区域については、県教育委員会の取り扱いです。

■地域公民館への補助金
合併時に熊本市の制度に統合します。
運営費や建設費、営繕費、借家料を基準に基づき補助しています

■学校図書館充実事業



合併時に熊本市の制度に統合します。

●司書業務補助員 全小中学校に配置
●図書整備 全体的な計画の実施
●図書流通 学校図書館の蔵書情報の一元管理
●図書館資源ネットワーク 学校間や市立図書館をネットワークで結び、図書の物流システムを構築し、児童生徒の読書や授業を支援

■育英奨学金（育英事業）

合併時に熊本市の制度に統合します。
ただし、合併前の貸付継続者・返還者はそれぞれ貸付・返還が完了するまでは従前の制度を適用します。



●貸付額（月額）

高等学校（国公立）	18,000円
高等学校（私立）	30,000円
大学等（国公立）	42,000円
大学等（私立）	51,000円

■青少年育成会議
合併時に富合町青少年育成町民会議は、熊本市青少年健全育成連絡協議会に統合します。

■青少年健全育成事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

富合町の補導部会が行っている街頭補導については、熊本市青少年指導員委嘱形態へ。また、防犯部会活動は、熊本市防犯協会の制度等に統合します。子ども会スポーツ大会は、子ども会予算で実施するか、中学生を含めた大会に変更し、中学生地域交流推進事業として実施します。

■冒険遊び場（プレイパーク）支援事業

地域が主体となり開設する「地域プレイパーク」に遊び材料・工作道具やプレイヤー・養成・派遣などの支援を行っています。



花園プレイパークで遊ぶ子どもたち

■中学生地域交流推進事業

中学生と地域住民とのふれあい活動を通し、中学生に地域社会の一員としての誇りや地域への親しみを育むため、中学校区を単位とした地域活動を支援しています。

▼協議第41号 選挙管理事務の取扱い
富合地区の投票区（現在8投票区）の区割りについては、合併時までに有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討します。ただし、農業委員会の選挙管理事務の取扱いについては、別途協議を行います。

**富合町
防犯灯**

設置費 4割補助 ↓ 5割補助へ
維持管理費へも補助

▼協議第42号 その他の事業の取扱い
(その2)

合併時に熊本市の制度に統合します。



■防犯協会

富合町防犯協会は、熊本市の校区防犯協会の取り扱いとなります。
※富合町の警察署管轄区域（宇城警察署）が現状のままであった場合は、関係機関と検討を行います。

熊本市の校区防犯協会は、防犯パトロール、防犯灯設置、少年非行防止など多岐にわたる活動を行っています。

■防犯灯設置補助金

防犯灯の設置については、地区防犯協会から町内自治会等へ補助金を交付しています。

また、防犯灯の維持管理については、市から町内自治会へ補助しています。

Q 市町村合併とはなんですか？

A 市町村合併とは、いくつかの市町村が一つになって、効率的な行財政運営や広域的なまちづくりを行なうことで、行政サービスの維持・向上を図ろうとするもので、地方自治法第7条に規定してある「市町村の廃置分合」（市町村の合体、編入等）のうち少なくとも一つ以上の市町村の数が減少（市町村の法人格が消滅）するものをいいます。

また、『市町村の合併の特例等に関する法律』（合併特例新法）第2条においては、「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」と定義されています。市町村合併には、『新設合併』と『編入合併』の2つがあります。

Q 今、なぜ合併が必要なのですか？

A 次のように市町村を取り巻く社会経済環境は大きく変わってきています。これらに対応するためには、効率的な行財政運営や、なお一層の行財政基盤の強化が必要であり、その有効な手段の一つとして市町村合併があります。

● 多様化する住民ニーズ

介護保険や環境問題などの広域的な行政課題は単独市町村だけでは対応が困難な部分があります。また、多様



化・高度化する住民ニーズに対応するためには、専門知識や高度な能力をもった職員が必要となり、小規模市町村では対応が困難になっています。

● 少子高齢化の進展

全国的にも少子高齢化が急速に進んでおり、その影響として税金を負担する人が減るため税収の減少が見込まれます。逆に医

療や福祉の分野では住民ニーズが増大すると考えられ、これまでの市町村単位では十分な対応が出来ないことが予想されます。

● 厳しい財政状況

国・地方ともに財政状況は悪化しており、今後も一段と厳しい財政運営が予想されます。一般的には人口規模が小さい市町村ほど住民一人当たりの行政コストが高くなると言われており、行財政基盤の整備を行なっていかなければ、行政サービスを維持していくことが困難になると予想されます。

● 地方分権の推進

地方分権の時代を迎え、市町村は自らの判断と責任で政策を立案し、安定した行政サービスを行なっていかなければなりません。また権限移譲の進展により、市町村が処理をする事務が増え、人材や財源が不足することが考えられます。

■ 合併協議項目進捗状況

	協議番号	協議項目	提案	承認		協議番号	協議項目	提案	承認
基本的協議項目	1	合併の方式	第2回	◎承認	その他の協議項目	22	介護保険事業の取扱い	第4回	
	2	合併の期日				23	行政連絡機構の取扱い		
	3	新市の名称	第2回	◎承認		24	電算システムの取扱い		
	4	新市の事務所の位置	第2回	◎承認		25	広報広聴関係事業の取扱い	第4回	
	5	財産及び債務の取扱い	第3回	◎承認		26	納税関係事業の取扱い	第3・4回	○一部承認
特例法による協議項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い				27	消防防災の取扱い	第2回	○一部承認
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				28	交通関係事業の取扱い	第4回	
	8	地域自治組織等の取扱い				29	窓口業務の取扱い		
	9	地方税の取扱い	第3回	◎承認		30	保健衛生事業の取扱い	第2・4回	○一部承認
	10	一般職の職員の身分の取扱い				31	各種福祉制度の取扱い	第2・4回	○一部承認
	11	合併市町村基本計画				32	清掃事業の取扱い		
その他の協議項目	12	特別職の身分の取扱い	第4回			33	環境対策事業の取扱い	第2・4回	○一部承認
	13	条例、規則等の取扱い				34	農林水産関係事業の取扱い	第2・4回	○一部承認
	14	事務組織及び機構の取扱い				35	商工・観光関係事業の取扱い	第2・4回	○一部承認
	15	一部事務組合等の取扱い				36	建設関係事業の取扱い	第4回	
	16	使用料・手数料の取扱い				37	都市計画の取扱い		
	17	公共的団体等の取扱い				38	下水道事業の取扱い		
	18	補助金・交付金等の取扱い				39	上水道事業の取扱い		
	19	町名・字名の取扱い				40	教育関係事業の取扱い	第2・4回	○一部承認
	20	慣行の取扱い	第2回	◎承認		41	選挙管理事務の取扱い	第4回	
	21	国民健康保険事業の取扱い	第4回			42	その他の事業の取扱い	第4回	